

令和7年4月15日

保護者各位

富山市立興南中学校
校長 作道 正也

いじめ問題における学校の対応について（お願い）

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、ますます健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、文部科学省の調査による、令和5年度のいじめの認知件数は、全国、富山県において過去最多でした。いじめの中には、冷やかしやからかいといった、加害側の子どもたちにとってはいじめ行為を行った自覚のないものから、SNS等での誹謗中傷や画像の拡散等、見えにくく複雑化しているものまで存在しております。たとえ悪意のない些細なトラブルをきっかけとしたものであったとしても、結果として、いじめと認定されれば、法令違反となることを、教職員はもとより、保護者も子どもたちも正しく認識しておかなければなりません。

学校といたしましては、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、教職員と子どもたちの信頼関係や子どもたち相互の良好で温かな人間関係をはぐくむ教育を推進してまいりたいと考えております。一方で「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」という認識のもと、いじめを発見、認知したときには即時対応に努めてまいります。子どもの教育について第一義的責任を有する保護者の皆様と学校が連携を図りながら、子どもたちがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、子どもを守る姿勢を大切に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

（参考）いじめ防止対策推進法

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行わないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

＜いじめ問題への基本的な対応＞

- ・いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応します。
- ・関係している子どもへの聴き取りやアンケート調査等を行い、速やかに事実関係の確認を行います。
- ・いじめられている子どもといじめを行ったとされる子どもそれぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、継続的に調査・指導の状況を報告します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所管警察署等と相談をして対応します。
- ・いじめを見ていた子どもにも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することはいじめに加担する行為となることを理解させます。